平成２４年（フ）第１４４号
三重県桑名市大字矢田283番地
破産者　伊藤　文郎
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２１９号
大阪市中央区高津３丁目３番21号
破産者　株式会社グルメカントリー
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目141番地
破産者　株式会社ＭＴＡ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７４号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目７番11号
破産者　株式会社キャリーズ南九州
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原1930番地１
破産者　小城　一男
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
東京都東大和市蔵敷３丁目799番地芝中住宅イ12―402号
破産者　櫻井　正行
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７３号
東京都東村山市秋津町３丁目50番地71
破産者　本橋　雄介
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９７号
山梨県中央市西花輪2607番地３
破産者　小泉　眞弓
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
静岡県御殿場市板妻241番地
破産者　株式会社シンフジテック
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
熊本市東区戸島西１丁目31番６号
破産者　有限会社緒方工事店
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３６２号
奈良市鶴舞西町２番50―502号
破産者　大西八重子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９６３号
大阪府松原市立部２丁目224番地の21
破産者　東　　弘典
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３５号
神戸市東灘区本山北町６丁目12番20号
破産者　川口　猛司
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―506号
破産者　澤田　信二
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目７番３号　パース宝塚Ａ－４、開始決定時の住所兵庫県宝塚市中山寺３丁目８番15号
破産者　枡井　隆司
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０９９号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３―20―418号
宮本方、開始決定時の住所兵庫県尼崎市水堂町４丁目19番19号
破産者　森﨑加代子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０５号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目９番14―603号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大物町２丁目13番５号
破産者　中井　康博
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９号
福岡県大牟田市大字倉永1228番地
破産者　古賀　伸彦
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４７号
福岡県京都郡苅田町大字新津1471番地11
破産者　高塚　　彰
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係